

第1章 総 則

名称

第1条 本会は、大磯町ゴルフ協会という。

第2章 目的と事業

目的

第2条 本会は、大磯町内のアマチュアゴルフ競技を総括し、これを代表する団体であり、町内におけるゴルフの健全な普及、発展に努め、町民の体力向上とスポーツマンシップの高揚に寄与することを目的とする。

事業

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町内におけるアマチュアゴルフに関する基本計画の策定及び実施。
- (2) ゴルフ競技に関する研究、宣伝及び啓蒙並びに技術指導。
- (3) 大磯町アマチュアゴルフ選手権を始め、各種競技会の開催。
- (4) 神奈川県ゴルフ協会、大磯町体育協会等との連携。
- (5) その他、目的に必要な事業。

事務局

第4条 本会の事務局を常任理事宅に置く。

第3章 会 員

会員の資格

第5条 会員は、普通会员と賛助会員とし、次の資格を有するものとする。

- (1) 普通会员は、町内在住者及び在勤者若しくは学籍を有するアマチュアでなければならない。
- (2) 普通会员の縁故関係で町外へ移転した者、また町内から町外へ移転した者は常任理事会の承認を得なければならない。
- (3) 普通会员は、本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者で、常任理事会の承認を受けなければならない。
- (4) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、協力できる者及び団体、企業等で常任理事会の承認を受けなければならない。

入会及び登録

第6条 入会の手続きは理事長に入会届を提出し、常任理事会の承認を得なければならない。

登録等の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 登録の手続き及び登録料並びに年会費は、別に定める細則による。
- (2) 本会に登録されていない者は、県が主催する公式試合に出場出来ない。

休・退会

第7条 本会会員の休会及び退会手続き

- (1) 本会を休会する者は、理事長に休会届を提出し、常任理事会の承認を得なければならない。承認を得られた者は、復帰までの間、年会費を免除する。
- (2) 本会を退会する者は、理事長に退会届を提出し、常任理事会の承認を得なければならない。

第4章 役 員

役員の種類

第8条 役員の種類は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------|-----|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 | (5) 副理事長 | 若干名 |
| (2) 副会長 | 若干名 | (6) 理事 | 45名以内 |
| (3) 顧問 | 若干名 | (7) 常任理事 | 15名以内 |
| (4) 理事長 | 1名 | (8) 監事 | 2名 |

役員の選任

第9条 本会の役員は、次の各号に定めるところにより選任する。

- (1) 会長、副会長は、常任理事会が選任し、理事会の承認を得る。
- (2) 顧問は、会長が承認し、理事会の承認を得る
- (3) 理事長、副理事長は、常任理事の互選とする。
- (4) 理事は、登録会員の中から理事長が各地区の会員数を勘案して選出する。
- (5) 常任理事は、理事の互選により選出する。
- (6) 監事は、理事会で選任する。

役員の職務

第10条 本会の役員の職務は、次の各号に定める。

- (1) 会長は、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わるものとする。
- (3) 顧問は、重要事項について、会長の諮問に応じる。
- (4) 理事長は、理事会及び常任理事会を統括し、本会の業務を執行する。
- (5) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれに代わるものとする。
- (6) 理事は、理事会を結成し、本会の運営にあたる。
- (7) 常任理事は、常任理事会を結成し、本会の運営に当たる。
- (8) 競技委員会は、本会の競技を執行する。
- (9) 総務委員会は、本会の事務を執行する。
- (10) 財務委員会は、本会の会計を処理する
- (11) 監事は、本会の会計を監査する。

役員の任期

第11条 役員の任期は、選任された通常理事総会の日から2年とし、再任を妨げないものとする。

第5章 会 議

会議の種類

第12条 本会には、次の会議を置く。

- (1) 理事会
- (2) 常任理事会

理事会の招集

第13条 理事会を年1回の総会（以下「理事総会」という）として開催し、会長は必要に応じ、理事会を招集することができる。

定足数と議決

第14条 理事会は、総理事（常任理事を含む）の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席理事の過半数の同意をもって成立する。

第6章 運 営

重要事項の決定

第15条 理事会は、次の事項を行う。

- (1) 事業報告及び収支決算の報告。
- (2) 事業計画及び収支予算。
- (3) 役員の決定。
- (4) 重要事項及びその他の審議の決定。

理事会の運営

第16条 理事会は、会長、副会長、常任理事及び理事をもって構成し、理事長を議長とする。

常任理事会の招集

第17条 常任理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、進行は総務委員会とする。

定足数と議決

第18条 常任理事会は、総常任理事の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席常任理事の過半数の同意をもって成立する。

常任理事会の構成

第19条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成する。

審議事項

第20条 常任理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 当面する事務の処理に関すること。
- (2) 総会の議決による会務の運営について、審議決定する。
- (3) 各種大会の計画、立案に関すること。
- (4) その他、必要事項に関すること。

専門委員会の設置

第21条 本会は、専門委員会を設けることが出来る。事業内容は、別に定める細則による。

第7章 会 計

経費

第22条 本会の経費は、次の収入によって支弁する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 臨時会費
- (4) その他

参加費

第23条 本会の競技会及び各種大会への運営経費は、以下の通りとする。

- (1) 競技会及び各種大会への参加者による、実費負担とする。
- (2) 競技会及び各種大会への参加費は、会員一名につき2,000円
非会員は一名につき4,000円とする。
- (3) 組合せ表配布後のキャンセル料は、会員、非会員共2,000円とする。
- (4) その他特別に参加費等の徴収が必要な場合は、常任理事会でその都度決定する。

参加資格

第24条 本会の競技会及び各種大会への参加は、以下の通りとする。

- (1) 第5条の会員資格を有する者とする。
- (2) 会員資格を有する者の縁故関係に在る者及び他地区への転出者等であつて常任理事会の承認を得た者とする。
- (3) 非会員及び他地区からの参加については、常任理事会の承認を得た者とする。

会計年度

第25条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第8章 慶 弔

第26条 協会理事を対象とし、供物については常任理事で協議する。

第9章 賞 罰

除名

第27条 次の各項に該当した者は、除名とする。

- (1) 会費を1年間滞納した者。
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけた、と常任理事会が認めた者。

その他

第28条 その他の賞罰については、常任理事会で決定する。

附 則

- (1) 本規約は、理事総会の決議によって変更することが出来る。
- (2) 本規約は、平成 4年 2月 1日より実施する。

*平成20年4月1日の総会で、会計年度を1月1日～12月31日実施に改正した。

大磯町ゴルフ協会「細則」

第1項 登録料と年会費

- 1 大磯町ゴルフ協会への登録は、所定の用紙を用い事務局に提出する。登録料及び年会費については、財務委員会へ提出する。
- 2 登録料は、4,000円とする。
- 3 年会費は、3,000円とする。
- 4 継続会員の年会費の納入期限は、3月15日とする。但し、11月、12月の入会については登録料のみとする。
- 5 賛助会員の年会費は、1口 ¥10,000円とする。
- 6 賛助会員の団体、企業に属する普通会員は、若干名に限り年会費を免除する。
- 7 登録を承認されたものに会員証を交付する。会員証は、退会するときは返却しなければならない。
- 8 休会者の年会費免除期間は、2年を限度とし、それを超えた場合は「復帰」または「退会」の手続きをしなければならない。

第2項 専門委員会

- 1 規約第21条による専門委員会（以下「委員会」という）は、次のとおりとする。

（1）総務委員会 （2）競技委員会 （3）財務委員会 （4）事務局

- 2 委員会の主な任務は、次のとおりとする。

（1）総務委員会

- ① ゴルフの健全な普及、啓蒙
- ② 各種大会の計画及び立案
- ③ 各種大会の宣伝及び勧誘
- ④ 各会議の記録

（2）競技委員会

- ⑤ 各種大会の運営
- ⑥ 競技技術の調査、研究、指導
- ⑦ 競技力の向上
- ⑧ 技術講習会、及び研修会等の運営
- ⑨ 高校生以下のジュニア育成、指導
- ⑥ 女子の競技、及び運営

（3）財務委員会

- ① 予算及び財源の調達
- ② 財産の保全
- ③ 会費の徴収

（4）事務局

- ① 連絡事務の管理
- ② 会員の管理

- 3 委員会の組織及び運営は、次のとおりとする。

- （1）委員会には、委員長1名、副委員長、委員若干名を置く。
- （2）委員会のメンバーは、常任理事会において選任し、委嘱する。
- （3）委員会の招集は、委員長が理事長の承認を得て行う。
- （4）委員会の決定事項は、常任理事会に報告し、承認を得なければならない。